

## **[事案 2021-226] 新契約無効請求**

・令和4年4月28日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成29年10月に契約した一時払豪ドル建生存給付金付養老保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約にあたり、募集人から、外貨建保険であること、為替変動リスクがあること、元本を下回る可能性があることについて十分な説明がなかった。
- (2) 募集人は、「儲かる」「損はさせない」「元本は絶対下回らない」と説明した。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申込日以前に2回、外貨建保険であり為替変動リスクをとまなうことをパンフレットおよび設計書で説明したうえ、申込当日にも、設計書や動画を用いて説明した。
- (2) 申立人は、適合性確認書および意向確認書兼為替リスク確認書（以下「意向等確認書」）において、為替変動リスクを理解した旨の署名をしている。
- (3) 申立人は、申込直後に当社から申込内容の電話確認を実施した際にも、為替リスク等の元本割れリスクがあることを確認した旨を回答している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申込時、募集人は申立人に対し、意向等確認書の契約者控えを交付しているが、同控えには、質問項目は印字されているものの申立人回答欄にチェックはなく、確認日の記入および署名も存在しない。
- (2) 事情聴取において、募集人は、通常は必ずその場で回答欄にチェックしてもらうが、今回は、申立人が「後でチェックしておきます」と述べたことから、未記入のまま交付したと述べている。
- (3) 意向等確認書は、申込みに先立ち、契約内容が意向に沿っていることを確認するとともに、後日、契約者自身でも、申込時の意向を再確認することができるように作成するものであり、契約者側の意向が回答欄に記入されていなければ、この目的を達成することはできない。募集人は、電話確認終了後や後日に記入を求めることもできたはずであるが、そのような対応もとられておらず、申立人は申込時の意向を事後確認できない状態となり、このことが本件紛争の一因となったと考えられる。